

第7章 誘導施設の設定

- 7-1 誘導施設配置の考え方
- 7-2 誘導施設の設定条件
- 7-3 誘導施設の立地状況

7-1 誘導施設配置の考え方

誘導施設とは、医療・商業・福祉・行政機能など、居住者の共同の福祉や利便のために都市機能誘導区域に誘導すべき施設であり、都市機能誘導区域内に集積することで、利便性の向上や賑わいの創出につながる施設を設定します。

各都市機能誘導区域での誘導施設の設定に当たっては、拠点の性質や都市機能施設の立地状況等を踏まえ、中心市街地と地区核には各種機能の誘導を、地域拠点である高砂駅周辺は、現在立地している商業機能や医療機能などに密接な関わりを持つ機能の誘導を図ります。

本市は、「住み心地の良さ」に満足している市民の割合が高く、将来にわたり住み良い環境を維持するためには、生活利便施設を適切に配置することが必要であり、特に様々な機能が集まって連携している「複合機能」を設定することで、「誰もが暮らしやすく、住み良い都市」を推進します。

一方で、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、子育て関連施設など、日常生活圏ごとに立地することが望ましく、市内に広く配置することで居住者の利便性が向上すると考えられる「身近な施設」は、誘導施設に設定しないものとします。

また、市民の日常生活と密接な関わりを持つ「商店街」は、商業施設や地域住民へのサービス施設など、小規模ながらも様々な機能が連担することにより地域のニーズを満たす空間を形成していることから、複合機能の中の「身近な施設」に位置づけ、地域の特性を踏まえた都市機能の維持と誘導を図ります。

表 7-1 誘導施設の一覧

	機能	誘導施設				身近な施設
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	—
(1)	複合機能	多機能が複合した施設	多機能が複合した施設	多機能が複合した施設	多機能が複合した施設	商店街
(2)	行政機能	市役所本庁舎 市役所窓口機能 警察署	市役所窓口 機能	市役所窓口 機能	—	交番、 消防署等
—	子育て機能	—	—	—	—	保育所（保育園）、 児童センター、 子育て支援センター
(3)	教育・文化・スポーツ 機能	図書館本館 公民館 文化施設 体育施設	図書館支所 公民館 文化施設 体育施設	図書館支所 公民館 文化施設 体育施設	体育施設	幼稚園、 小学校、 公園等
(4)	商業機能	相当規模の 商業集積	相当規模の 商業集積	相当規模の 商業集積	相当規模の 商業集積	スーパーマーケット、 コンビニエンスストア
(5)	介護福祉 機能	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター	—	介護事業所 障がい福祉事業所
(6)	医療機能	病院 一定規模以上の 診療所	病院 一定規模以上の 診療所	病院 一定規模以上の 診療所	病院 一定規模以上の 診療所	診療所
(7)	金融機能	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合 労働金庫	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合 労働金庫	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合 労働金庫	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合 労働金庫	ゆうちょ銀行 (郵便局)

7-2 誘導施設の設定条件

(1) 複合機能

多くの機能が複合することで、人の交流や賑わいを創出する生活利便性の高い施設を、誘導施設として、各誘導区域に設定します。身近な施設として位置づけているスーパーマーケットは、都市機能誘導区域内においても確保すべき機能であるため、複合機能の内の一つに設定します。現在、該当施設の立地がない「江別駅周辺」では誘導を図り、その他の都市機能誘導区域では、維持を図ります。

表 7-2 誘導施設の設定条件（複合機能）

機能	施設種別	誘導施設 施設の立地状況				備考
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
複合 機能	多機能が 複合した施設	○ (維持)	○ (誘導)	○ (維持)	○ (維持)	表 7-1 に示すものやスーパーマーケット、各種サービス等、事務所、住居（共同住宅）等の多様な機能が連携している施設
		立地あり	立地なし	立地あり	立地あり	

○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

◆多機能が複合した施設の条件

下記①～④をいずれも満たす施設

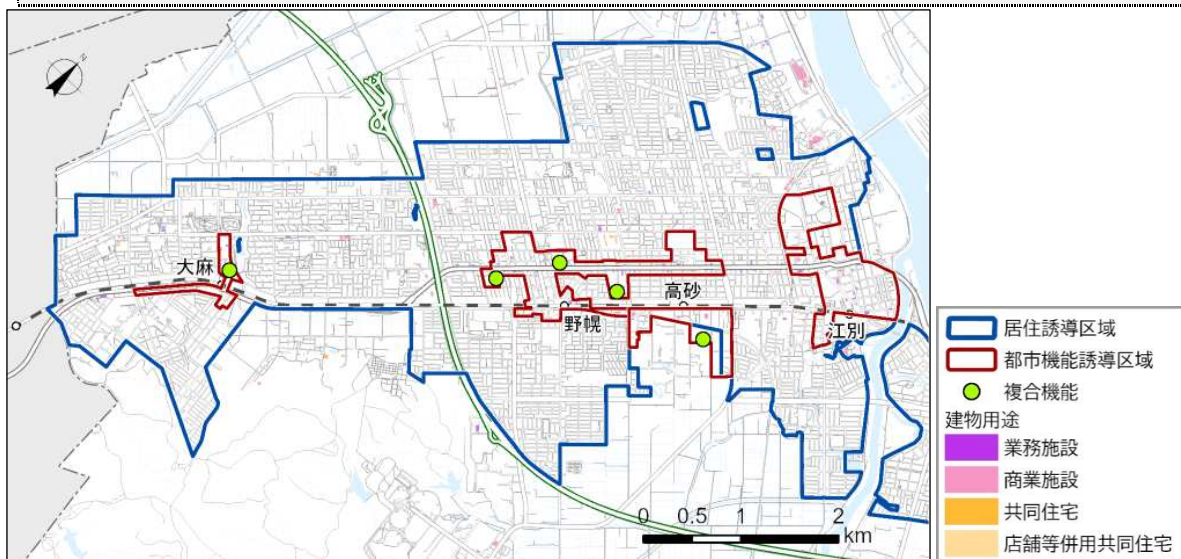
- ① 複数の機能を有する
- ② 人の交流などに資する機能やスペースを有する
- ③ スーパーマーケットを有する
- ④ 店舗の合計床面積 1,500 m²以上で建物全体の延べ面積 5,000 m²以上の規模を有する

(複数の建物の場合)

土地利用上一体の敷地に、複数の施設が立地する場合も該当（事務所や住居のみの建物は除く）

【土地利用上一体の敷地の扱い】

1. 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「一の建物」の敷地
2. 都市計画法第29条に規定する開発行為の計画敷地
3. その他、駐車場の一体利用などによる敷地





第1章
はじめに

第2章
江別市の
現状と課題

第3章
基本的な
方針

第4章
防災指針

第5章
居住
誘導区域の
設定

第6章
都市機能
誘導区域の
設定

第7章
誘導施設
の設定

第8章
誘導施設
策

第9章
届出制度

第10章
目標値と
計画の評価

資料編

図 7-1 複合機能の立地状況

(2) 行政機能

市役所本庁舎は中心市街地である「野幌駅周辺～高砂」に設定します。証明書交付窓口を有する施設は、「野幌駅周辺～高砂」、地区核である「江別駅周辺」と「大麻駅周辺」に設定し、機能の維持を図ります。

警察署については、「野幌駅周辺～高砂」に設定し、今後誘導を図っていくものとします。

表 7-3 誘導施設の設定条件（行政機能）

機能	施設種別	誘導施設 施設の立地状況				備考
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
行政 機能	市役所 本庁舎	○ (維持)	×	×	×	江別市役所の位置 を定める条例に規 定する江別市役所
		江別市役所	—	—	—	
	証明書 交付窓口を 有する施設	○ (維持)	○ (維持)	○ (維持)	×	戸籍事務取扱規則 に規定する戸籍証 明等の交付を行う 施設（市役所本庁 舎を除く）
		市民交流施設 「ぷらっと」	水道庁舎	大麻出張所	—	
	警察署	○ (誘導)	×	×	×	北海道警察組織条 例に規定する江別 警察署
		立地なし	—	—	—	

○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

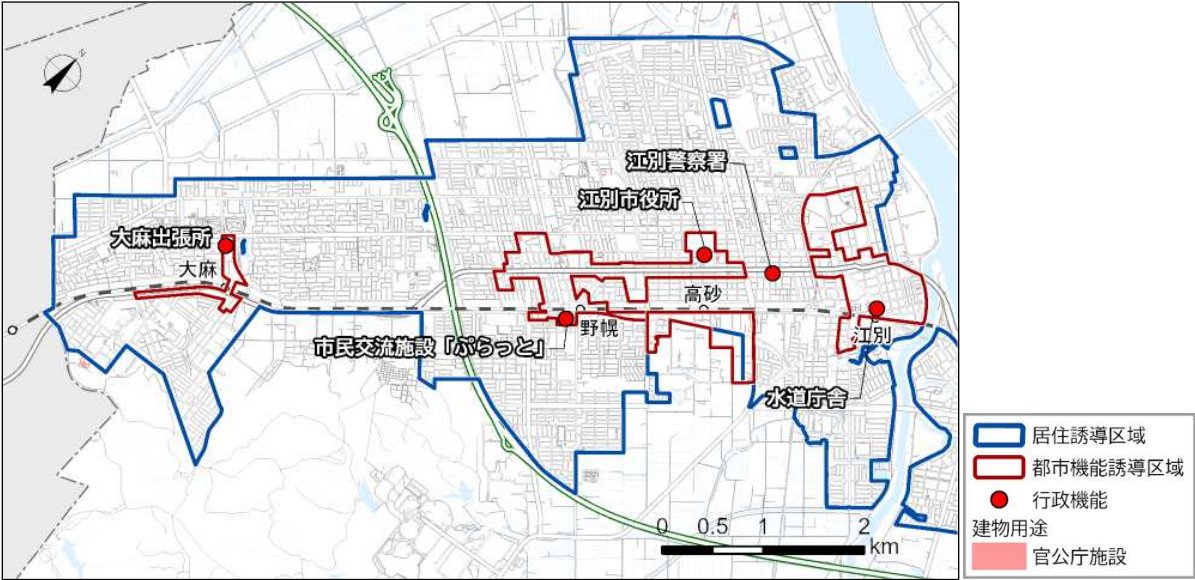


図 7-2 行政機能の立地状況



(3) 教育・文化・スポーツ機能

「野幌駅周辺～高砂」および「江別駅周辺」、「大麻駅周辺」においては、教育・文化・スポーツ機能の各施設が立地しており、維持を図ります。また、地域拠点である「高砂駅周辺」については、既存の体育施設の維持を図ります。

表 7-4 誘導施設の設定条件（教育・文化・スポーツ機能）

機能	施設種別	誘導施設 施設の立地状況				備考
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
教育・文化・スポーツ機能	図書館	○ (維持) 情報図書館	○ (維持) 江別分館	○ (維持) 大麻分館	×	情報図書館条例に規定する図書館及び情報図書館条例施行規則に規定する分館
	公民館	○ (維持) 野幌公民館	○ (維持) 中央公民館	○ (維持) 大麻公民館	×	公民館条例に規定する公民館
	文化施設	○ (維持) 市民会館	○ (維持) コミュニティセンター	○ (維持) えぼあホール	×	市民会館条例に規定する市民会館 コミュニティセンター条例に規定するコミュニティセンター
					—	市民文化ホール条例に規定する文化ホール
	体育施設	○ (維持) 市民体育館	○ (維持) 青年センター	○ (維持) 大麻体育館	○ (維持) 東野幌体育館	体育施設条例に規定する体育施設のうち、屋内体育施設を有するもの

○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

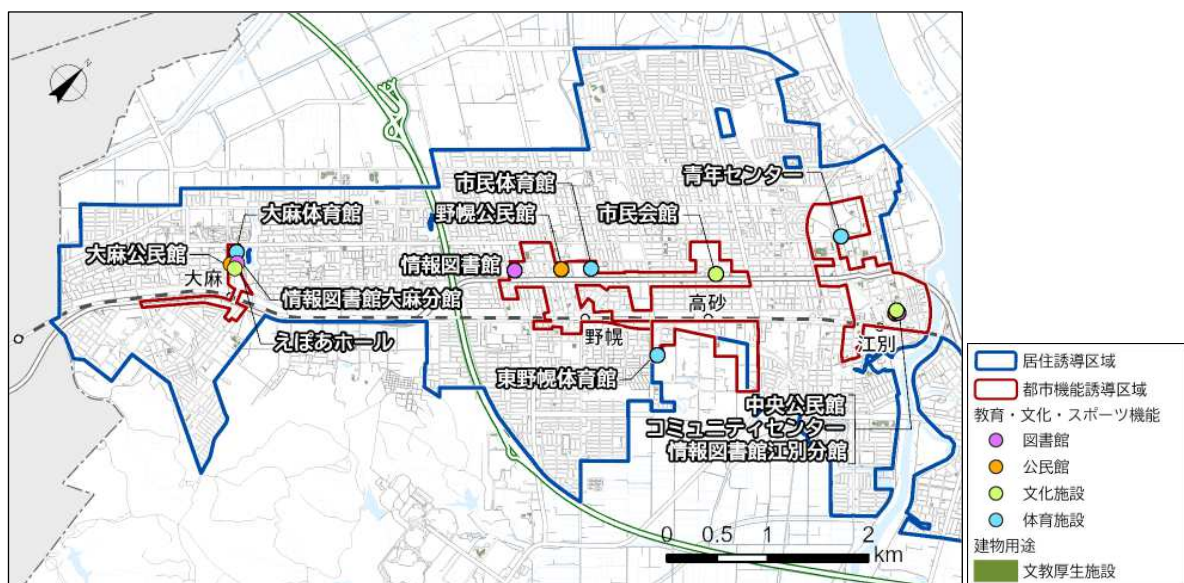


図 7-3 教育・文化・スポーツ機能の立地状況



(4) 商業機能

一定規模以上の商業施設を各都市機能誘導区域に設定します。「江別駅周辺」および「大麻駅周辺」については、立地がないため、今後誘導を図ります。

表 7-5 誘導施設の設定条件（商業機能）

機能	施設種別	誘導施設 施設の立地状況				備考
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
		○ (維持)	○ (誘導)	○ (誘導)	○ (維持)	
商業機能	商業施設 (延べ面積 5,000 m ² 以上)	立地あり	立地なし	立地なし	立地あり	単体の商業施設 複数の商業施設が 1つの建物に集ま っている形態 大規模小売店舗立 地法第2条第2項 に規定する「一の 建物」

○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

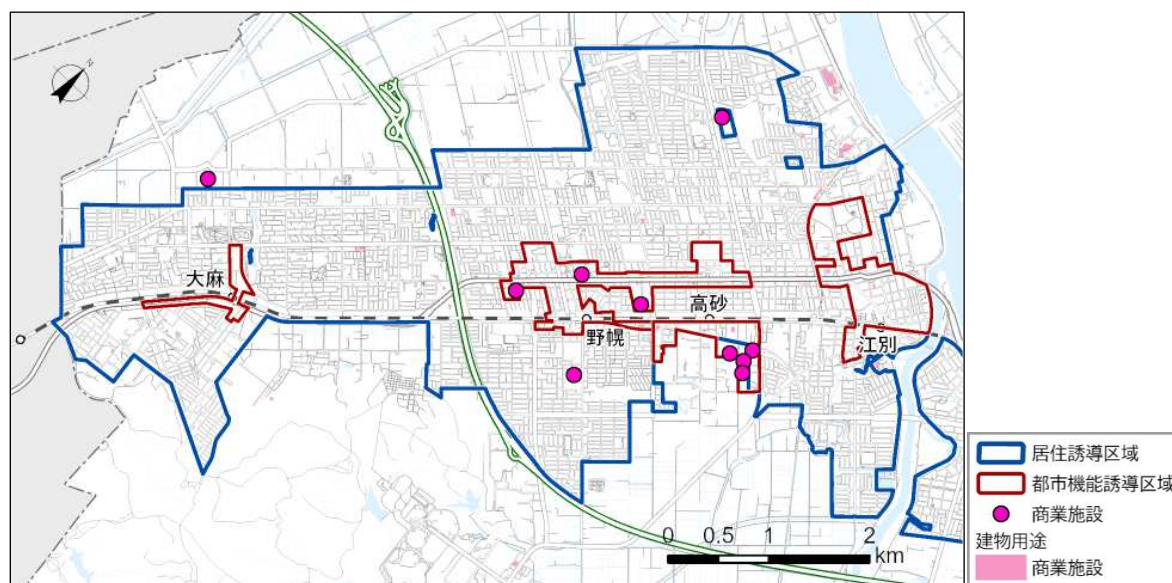


図 7-4 商業機能の立地状況



(5) 介護福祉機能

「野幌駅周辺～高砂」および「江別駅周辺」、「大麻駅周辺」に、地域包括支援センターを誘導施設として設定します。「江別駅周辺」では施設の維持を、「野幌駅周辺～高砂」では今後誘導を図っていくものとしします。「大麻駅周辺」は隣接する商店街に立地しています。

表 7-6 誘導施設の設定条件（介護福祉機能）

機能	施設種別	誘導施設 施設の立地状況				備考
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
		○ (誘導)	○ (維持)	○ (誘導)	×	
介護福祉機能	地域包括支援センター	立地なし	江別第一地域包括支援センター	立地なし	—	介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター

○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

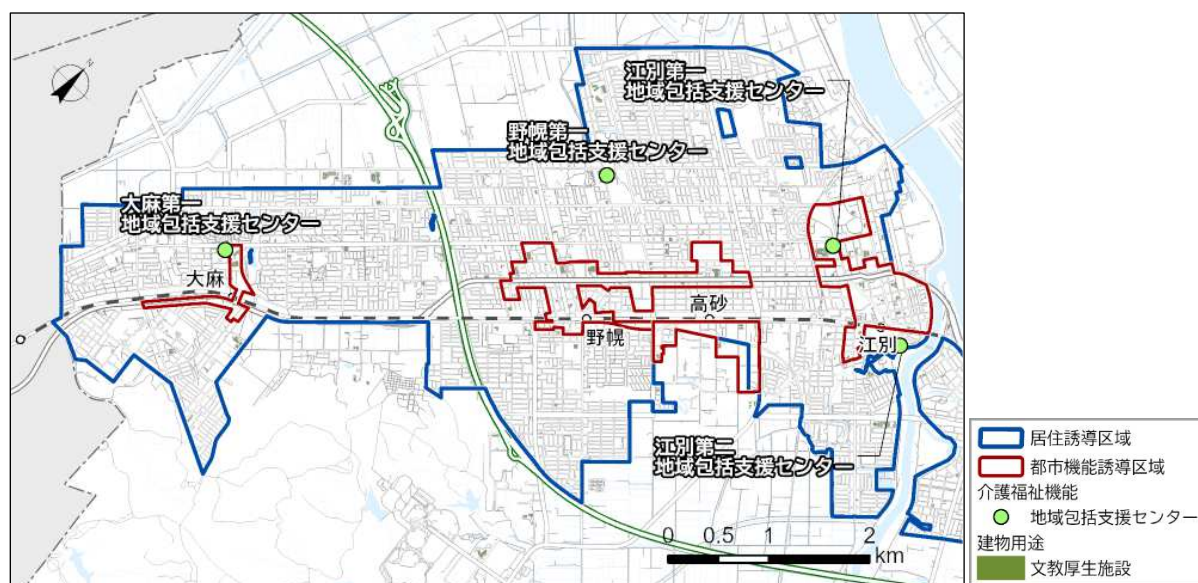


図 7-5 介護福祉機能の立地状況



(6) 医療機能

包括的な医療を提供できる施設として、病院、外科と内科を有する診療所、医療モールを各都市機能誘導区域に誘導施設として設定します。

全ての都市機能誘導区域で、いずれかの医療機能を有しており、これらの維持を図ります。

表 7-7 誘導施設の設定条件（医療機能）

機能	施設種別	誘導施設				備考
		施設の立地状況				
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
医療機能	病院	○ (維持)	○ (維持)	○ (誘導)	○ (維持)	医療法第1条の5第1項に規定する病院
		立地あり	立地あり	立地なし	立地あり	
	外科と内科を有する診療所	○ (誘導)	○ (誘導)	○ (維持)	○ (誘導)	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
		立地なし	立地なし	立地あり	立地なし	
	医療モール	○ (維持)	○ (維持)	○ (誘導)	○ (誘導)	複数の診療所が1つの建物に集まっている形態
		立地あり	立地あり	立地なし	立地なし	

○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

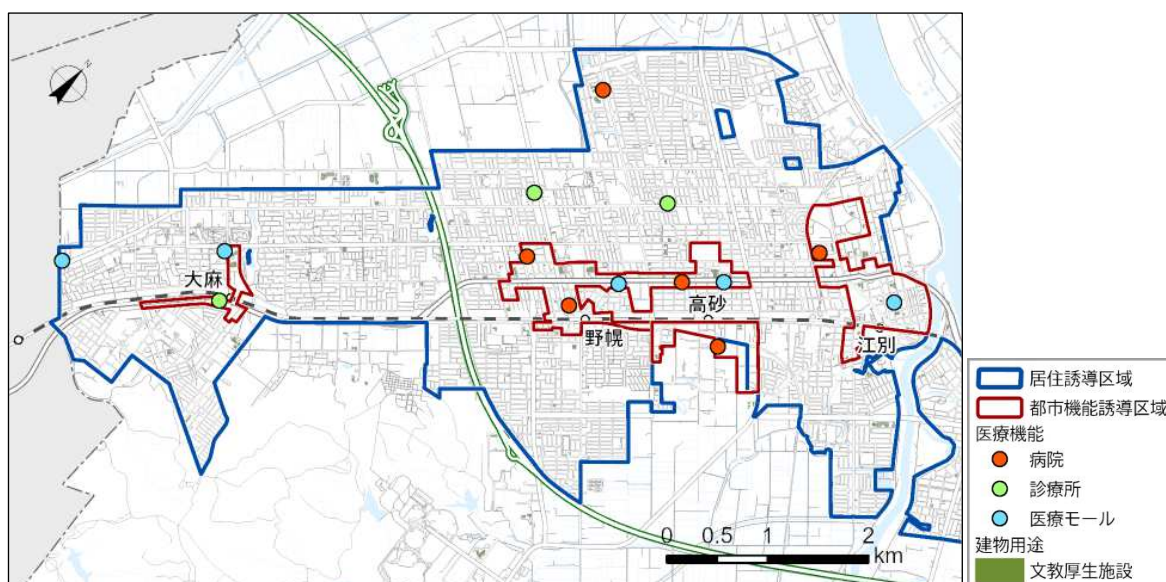


図 7-6 医療機能の立地状況



(7) 金融機能

各都市機能誘導区域に銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合を誘導施設として設定します。「野幌駅周辺～高砂」および「江別駅周辺」、「大麻駅周辺」については、いずれかの金融機能を有しており、これらの維持を図ります。「高砂駅周辺」については、立地がないため、誘導を図ります。

表 7-8 誘導施設の設定条件（金融機能）

機能	施設種別	誘導施設 施設の立地状況				備考
		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)	
金融機能	銀行	○ (維持)	○ (維持)	○ (維持)	○ (誘導)	銀行法第2条第1項に規定する銀行
		立地あり	立地あり	立地あり	立地なし	
	信用金庫 信用組合 労働金庫	○ (維持)	○ (維持)	○ (誘導)	○ (誘導)	信用金庫法第6条第1項に規定する名称を用いるもの 中小企業等協同組合法第6条第1項第2号に規定する名称を用いるもの 労働金庫法第8条第1項に規定する名称を用いるもの
		立地あり	立地あり	立地なし	立地なし	
	農業 協同組合	○ (維持)	○ (維持)	○ (誘導)	○ (誘導)	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の第2条第1項に規定する特定農業協同組合
		立地あり	立地あり	立地なし	立地なし	

※郵便局は分散して設置することが望ましいため、ゆうちょ銀行は誘導施設に設定しない
○：誘導施設に位置づける施設 ×：誘導施設の位置づけなし

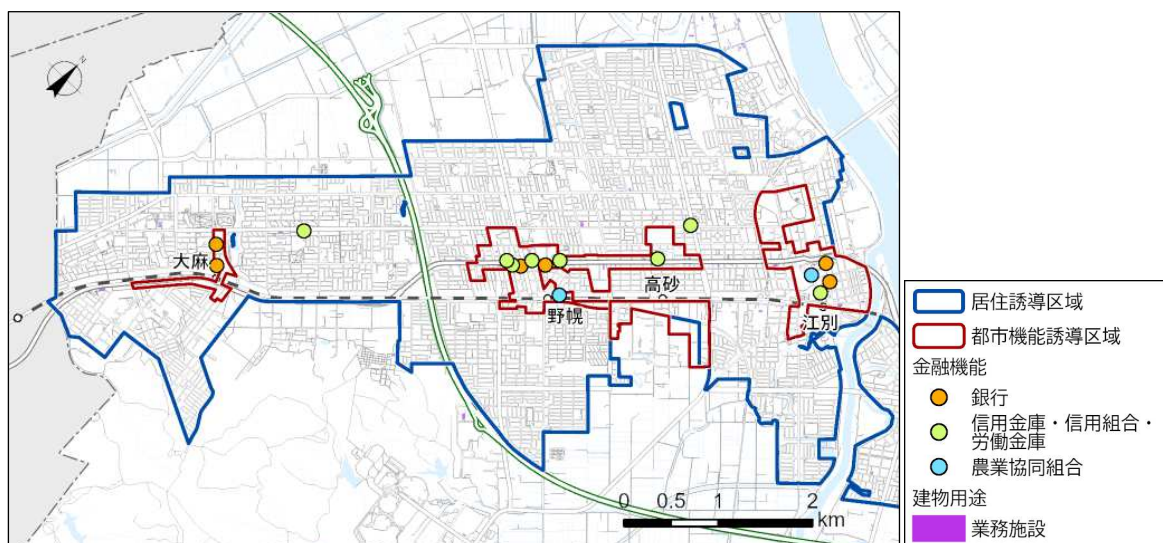


図 7-7 金融機能の立地状況

7-3 誘導施設の立地状況

(1) 野幌駅周辺～高砂（中心市街地）

機能	誘導施設種別	誘導施設の立地状況	都市機能確保の方針
複合機能	多機能が複合した施設	立地あり	維持
行政機能	市役所本庁舎	立地あり 江別市役所	維持
	証明書交付窓口を有する施設	立地あり 市民交流施設「ぶらっと」	維持
	警察署	立地なし	誘導
教育・文化・スポーツ機能	図書館	立地あり 情報図書館	維持
	公民館	立地あり 野幌公民館	維持
	文化施設	立地あり 市民会館	維持
	体育施設	立地あり 市民体育館	維持
商業機能	商業施設	立地あり	維持
介護福祉機能	地域包括支援センター	立地なし	誘導
医療機能	病院	立地あり	維持
	外科と内科を有する診療所	立地なし	誘導
	医療モール	立地あり	維持
金融機能	銀行	立地あり	維持
	信用金庫・信用組合・労働金庫	立地あり	維持
	農業協同組合	立地あり	維持



図 7-8 誘導施設立地状況（野幌駅周辺～高砂）



(2) 江別駅周辺（地区核）

機能	誘導施設種別	誘導施設の立地状況	都市機能確保の方針
複合機能	多機能が複合した施設	立地なし	誘導
行政機能	証明書交付窓口を有する施設	立地あり 水道庁舎	維持
教育・文化・スポーツ機能	図書館	立地あり 江別分館	維持
	公民館	立地あり 中央公民館	維持
	文化施設	立地あり コミュニティセンター	維持
	体育施設	立地あり 青年センター	維持
商業機能	商業施設	立地なし	誘導
介護福祉機能	地域包括支援センター	立地あり 江別第一地域包括支援センター	維持
医療機能	病院	立地あり	維持
	外科と内科を有する診療所	立地なし	誘導
	医療モール	立地あり	維持
金融機能	銀行	立地あり	維持
	信用金庫・信用組合・労働金庫	立地あり	維持
	農業協同組合	立地あり	維持

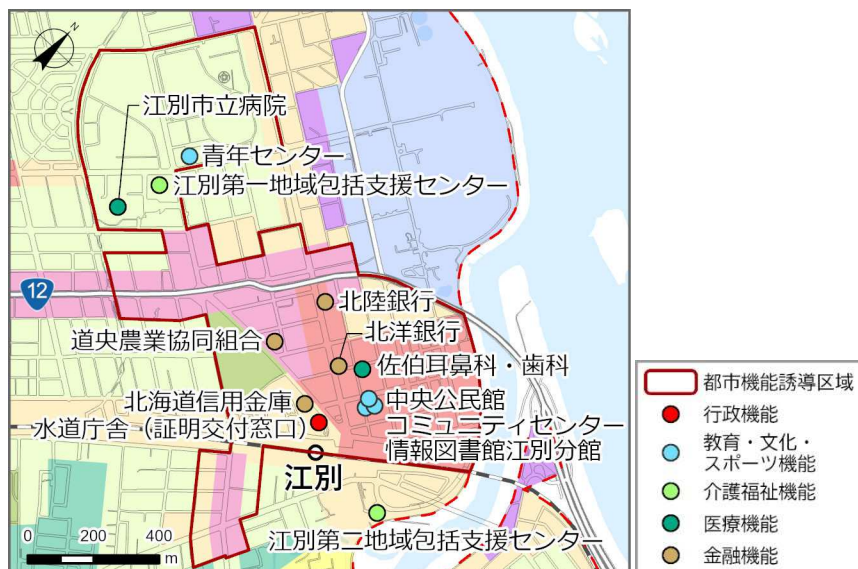


図 7-9 誘導施設立地状況（江別駅周辺）



(3) 大麻駅周辺（地区核）

機能	誘導施設種別	誘導施設の立地状況	都市機能確保の方針
複合機能	多機能が複合した施設	立地あり	維持
行政機能	証明書交付窓口を有する施設	立地あり 大麻出張所	維持
教育・文化・スポーツ機能	図書館	立地あり 大麻分館	維持
	公民館	立地あり 大麻公民館	維持
	文化施設	立地あり えぼあホール	維持
	体育施設	立地あり 大麻体育館	維持
商業機能	商業施設	立地なし	誘導
介護福祉機能	地域包括支援センター	立地なし	誘導
医療機能	病院	立地なし	誘導
	外科と内科を有する診療所	立地あり	維持
	医療モール	立地なし	誘導
金融機能	銀行	立地あり	維持
	信用金庫・信用組合・労働金庫	立地なし	誘導
	農業協同組合	立地なし	誘導



図 7-10 誘導施設立地状況（大麻駅周辺）



(4) 高砂駅周辺（地域拠点）

機能	誘導施設種別	誘導施設の立地状況	都市機能確保の方針
複合機能	多機能が複合した施設	立地あり	維持
教育・文化・スポーツ機能	体育施設	立地あり 東野幌体育館	維持
商業機能	商業施設	立地あり	維持
医療機能	病院	立地あり	維持
	外科と内科を有する診療所	立地なし	誘導
	医療モール	立地なし	誘導
金融機能	銀行	立地なし	誘導
	信用金庫・信用組合・労働金庫	立地なし	誘導
	農業協同組合	立地なし	誘導

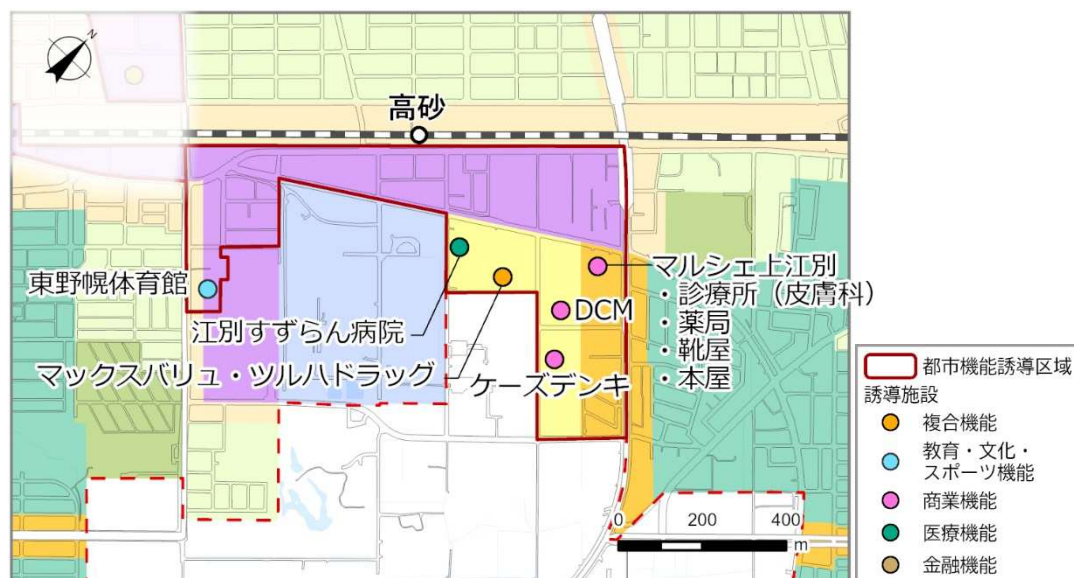


図 7-11 誘導施設立地状況（高砂駅周辺）



